



国海安第131号  
平成28年8月22日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長  
金子 栄喜



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶設備規程等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。  
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



平成 28 年 8 月 22 日  
国 土 交 通 省  
海事局安全政策課

船舶設備規程等の一部改正等に伴う船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の経緯

今般、国際海事機関において、1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書改正案が採択され、平成28年7月1日に発効した。また、現行の附属書中適用期日が平成28年7月1日の部分を担保するため、船舶設備規程等において所要の改正を行った。

これらの改正に伴い、以下のとおり船舶検査心得の改正を行う。

2. 改正の概要

① 密閉区画用の持運び式ガス検知器に関する要件

3-1 船舶設備規程

- 校正の実施について規定

3-1-10 船舶設備規程第115条の32第一項等のガス等を定める告示

- 持運び式ガス検知器の要件の新設

② タンカー及びバルクキャリアの目標指向型新造船基準に関する要件

2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示及び 2-1-7 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示

- タンカー及びバルクキャリアの目標指向型新造船基準に関する要件を新設

③ その他

1-1 船舶安全法施行規則及び 1-4 舶等型式承認規則

- 新物件の手数料について補足を新設

3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示

- 機関制御室及び主工作室からの脱出設備に関する例示を新設

3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

- 可燃性ガス検定器の標示について補足を新設

3. 今後の予定

公 布：平成28年8月22日

施 行：公布日より適用